

資料 8

共生型サービスについて

令和6(2024)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

共生型サービスについて

1 共生型サービスとは

「共生型サービス」とは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年4月に介護保険と障害福祉の両方に位置付けられた制度です。

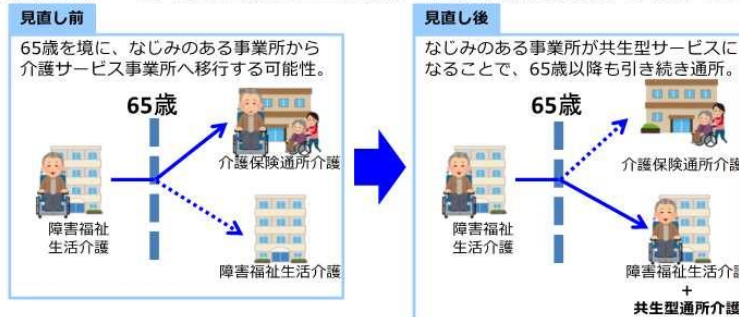
これにより、介護保険事業所は障害福祉サービス事業所等の指定を、障害福祉サービス事業者等は介護保険事業所の指定を受けやすくなります。

共生型サービス(イメージ図)

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



【指定基準の概要】

	介護保険 ⇒障害福祉サービス等	障害福祉サービス等 ⇒介護保険
人員基準	介護保険	障害福祉サービス等
施設・設備基準	介護保険	障害福祉サービス等
運営基準	介護保険・障害福祉サービス等	
その他	他の障害福祉サービス等事業所から技術的支援を受けること	他の介護保険事業所から技術的支援を受けること

2 共生型サービスのメリット

①利用者にとって

共生型サービスの制度により、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が、身近で通い慣れた事業所を継続して利用しやすくなります。

②事業者にとって

事業者においても、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

共生型サービスの概要について（厚生労働省作成資料）

3 共生型サービスの種類等

介護保険と障害福祉サービス等と同様のサービスを提供する次のサービスについて、共生型の制度が導入されました。

介護保険サービス	障害福祉サービス	障害児通所支援
訪問介護	居宅介護 重度訪問介護	
通所介護 地域密着型通所介護	生活介護 自立訓練	児童発達支援 放課後等デイサービス
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所	

4 相談・申請窓口

障害福祉サービス等事業者が共生型介護保険サービスの指定を受けようとする場合、申請窓口（相談先）は栃木県高齢対策課や各市町の介護保険サービス担当部署です。（指定を受けようとするサービス種別により申請窓口（相談先）が異なります。）

また、介護保険サービス事業者が共生型障害福祉サービス等の指定を受けようとする場合、申請窓口（相談先）は栃木県障害福祉課となります。（事業所が宇都宮市・栃木市（者サービスのみ）に所在する場合はそれぞれの市が申請窓口（相談先）となります。

共生型障害福祉サービスの指定を受けようとする場合

→指定の新規申請（障害者に関する事業）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaiasha/service/sitei/2023shinkisitei.html>

共生型障害児通所支援の指定を受けようとする場合

→指定の新規申請（障害児に関する事業）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaiasha/service/sitei/2023jishinkishitei.html>